

地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項の指定について（平成十七年四月十四日指定）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

第八号中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

令和二年三月二十三日

青森市議会

~~~~~◇~~~~~

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

青森市議会議規則の一部を改正する規則

青森市議会議規則（平成十七年青森市議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

|            |                               |           |               |
|------------|-------------------------------|-----------|---------------|
| 議会議改革推進協議会 | 議会議改革の推進を図るため、必要な事項等について協議を行う | 議長が指名した議員 | 議会議改革推進協議会の座長 |
|------------|-------------------------------|-----------|---------------|

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

議会議改革推進協議会を設置するため、提案するものである。